

参考資料

市長意見の提出状況

(日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る
環境影響評価方法書)

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
市原市
- 2 市長意見について
意見有り（別添参照）

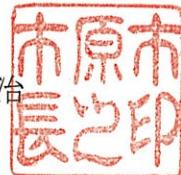


市環管第627号

令和3年6月2日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

市原市長 小出 譲治



千葉県環境影響評価条例第10条第2項の規定による意見について（回答）

令和3年3月25日付け環第700号にて依頼のありました件について、別紙のとおり回答します。



「日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更
新事業 環境影響評価方法書」に対する意見について（回答）

市 原 市

この事業は、日曹金属化学株式会社千葉工場が、石油精製会社等から発生する使用済の硫酸（以下、「廃硫酸」という。）を回収し、それを原料として各種硫酸類及び関連製品を製造するため、老朽化が進んでいる分解炉及び廃熱回収ボイラーを更新することにより、安定的な操業を確保し、循環型社会の推進に貢献することを目的とするものです。

焼却工程に係る分解炉及び廃熱回収ボイラーを同規模の施設に更新し、ガス精製工程、硫酸製造工程、排ガス処理工程については、既存の施設を継続して使用する計画としており、更新に伴い、処理する廃棄物の種類に変更はなく、計画処理量は現在の処理量から増加しない計画としているものです。

しかしながら、当該事業実施区域周辺には、住居、学校及び公園等が存しております、施設の建設及び稼働にあたっては、環境影響についてできる限り回避、低減を図ることが必要であるとともに、自然災害等に起因する事故による影響も懸念されるところです。

したがって、今後の事業の実施にあたっては、安全性を重視することはもとより、環境負荷のより一層の回避及び低減を図るための措置を講じ、周辺住民等からの理解を得ることができる事業を実施していただくため、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 総括的事項

この計画に伴う環境影響を回避・低減するため、最新の技術の採用を検討するとともに、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的見地に基づく十分かつ適切な調査を行うこと。

2 各論

(1) 大気質について

ア 大気汚染物質の更なる排出削減のため、既存の処理方法に加え更なる排出削減の技術を検討すること。

イ 解体を実施する建築物等へのアスベストの使用について、調査を確実に実施すること。

(2) 水質について

隣接事業所において適切な排水処理を行うため、pH調整槽における必要な排水処理量及び水質について検討すること。

(3) 地盤について

地下水位について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 緑地について

植栽の状況等を適切に把握し、緑地による雨水の浸透の状況について、適切に調査を実施すること。

(5) 温室効果ガスについて

施設の更新に伴い省エネルギー設備の導入に努め、更なる排出削減を検討すること。

3 その他

(1) 既存施設の撤去について

既存の焼却工程施設について、更新施設の本稼働後、撤去が見込まれていることから、当該撤去工事に係るものについても、今回の環境影響評価の手続きに加え、適切に調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置の検討を行うこと。

(2) 事故時の措置について

大気汚染防止法の特定物質である硫酸を製造する施設であることから、当該物質の漏洩の未然防止や事故時の対応について、事前に十分検討を行ったうえ、事業を実施すること。